

令和6年度第1回宮城県地域医療対策協議会 協議事項説明資料

1 協議事項

令和7年度入学の東北大学医学部宮城県地域枠定員について

2 協議趣旨

厚生労働省が定める地域医療対策協議会運営指針の「医師の確保を特に図るべき区域における医師確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組みに関する事項」に基づき協議を行うもの。

3 国の方針

2025（令和7）年度の医学部臨時定員については、「令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（2023年11月27日付け文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長連名通知）において以下のとおり方針が示されている。

【国通知の一部抜粋】

(1) 2025（令和7）年度の医学部総定員の考え方について

2025（令和7）年度の医学部総定員は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までと同様、2018（令和元）年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とすることとする。

(2) 2025（令和7）年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

2024（令和6）年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、2025（令和7）年度末まで1年間延長することとする。

(3) 2025（令和7）年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

2025（令和7）年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっては、各都道府県は積極的に大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、とりわけ前年度比増となる意向の都道府県・大学や医師多数の都道府県については、都道府県の医師偏在指標や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員の状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、地域における医師の確保に真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。

このため、必要に応じ、臨時定員の設置を希望する都道府県・大学に対し、その必要性について有識者も含めた検討の場でヒアリングを実施することとする。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科への従事を位置づけることを義務付けるものではない。

4 県の方針（案）

仙台医療圏を除く全ての医療圏が医師少数区域となっている本県の状況から、令和7年度の地域枠入学定員については、現在の定員数7名を維持する方針としたい。（東北大学医学部の意向も確認済。）

【参考】地域枠定員の状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域枠入学定員	7名	7名	7名	7名	7名
入学者	7名	6名	7名	7名	7名